

国立国会図書館

米英独仏の政治資金制度

調査と情報—ISSUE BRIEF— NUMBER 878 (2015. 9. 29.)

はじめに

I アメリカ

II イギリス

III ドイツ

IV フランス

おわりに

- アメリカは、寄付の制限と収支の公表を中心とした制度である。
- イギリスは、従来、候補者の選挙運動費用支出制限が中心であったが、近年、政党に対する規制も設けられた。
- ドイツは、政党財政の公表を中心とした制度である。政党に対し大規模な公的助成が行われている。
- フランスは、以上の3か国の制度を組み合わせたような制度である。寄付の制限及び候補者の選挙運動費用支出の制限がある。政党に対する公的助成や候補者に対する選挙運動費用の償還等が行われている。

国立国会図書館

調査及び立法考査局政治議会課

きむら しほ
(木村 志穂)

第878号

はじめに

「政治資金」とは、我が国においては、「政党その他の政治団体又は公職の候補者の政治活動に要する資金」をいう¹。諸外国の「政治資金」は、国によって扱われる対象や規制の様相が異なるが、本稿では、アメリカ、イギリス、ドイツ及びフランスについて、収入及び支出の制限、公的助成、収支報告及びその公表等を中心に、制度の概要を紹介する。

I アメリカ

1 主な根拠法等

アメリカでは19世紀から政治資金規制を求める動きがあり²、1907年には、連邦法に基づいて設立された企業からの寄付等を禁止するティルマン法（Tillman Act, P.L.59-36）が、1910年には2以上の州で活動する連邦議会下院候補者の政治委員会に選挙後の収支公表を義務付けたいわゆる公開法（Publicity Act, P.L.61-274）が制定された³。その後も、選挙のない年に多額の寄付がなされる等の事件が起きたため、1925年には、毎年の収支報告を義務付ける1925年腐敗行為防止法（Federal Corrupt Practices Act, 1925, P.L.68-506, Title III）⁴が制定された。同法は、長らくアメリカの政治資金の基本法であった⁵が、1950年代以降、マスメディアを多用した候補者中心の選挙運動を背景として政治資金需要が増大すると、抜本的な見直しの必要が生じ、1971年連邦選挙運動法（Federal Election Campaign Act of 1971, P.L.92-225. 以下「連邦選挙運動法」という。）が制定された。連邦選挙運動法は、スキャンダル等を受けて数次の改正が行われているが、現在もアメリカの政治資金規制の基本法

* 本稿は、桐原康栄「欧米主要国の政治資金制度」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』No.454, 2004.8.4. <http://ndl.go.jp/view/download/digidepo_1000733_po_0454.pdf?contentNo=1&alternativeNo=> 掲載国のうちアメリカ、イギリス、ドイツ及びフランスについて更新したものである。アメリカ及びドイツについては連邦レベルの制度、イギリスについては北アイルランドを除く地域に一般的に適用される制度、フランスについては国レベルの制度を紹介する。円換算は、平成27年9月分報告省令レートに基づき、1ドル=123円、1ポンド=192円、1ユーロ=135円とし、適宜四捨五入した。インターネット情報の最終アクセス日は、2015年9月10日である。

¹ 吉国一郎ほか編『法令用語辞典 第9次改訂版』学陽書房, 2009, pp.461-462. 我が国の政治資金についての一般法的性格を有する「政治資金規正法」（昭和23年法律第194号）は、「政治資金」の定義規定を置いていないものの、政党その他の政治団体や政治家（公職の候補者）の政治活動のための資金をその規正の対象としている。選挙運動に関する政治資金については、「公職選挙法」（昭和25年法律第100号）が規定している。

² 連邦における最初の政治資金に関する規制は、連邦の公職にある者が海軍造船所の労働者に対し寄付を要求することを禁止する規定を盛り込んだ1867年3月2日の法律といわれるが、効果はほとんどなかったとされる。この頃の政党の主要な資金源は、連邦公務員がその職を得る（維持する）ために割り当てられた政治献金であったが、1883年のペンドルトン法により連邦公務員の政治献金が禁止されると、政党の主要な政治資金源は公務員による寄付から大企業を中心とした企業献金に移っていった。Anthony Corrado, “Money and Politics: A History of Federal Campaign Finance Law,” Anthony Corrado et al., *The New Campaign Finance Sourcebook*, Washington, D.C.: Brookings Institution Press, c2005, pp.8-10.

³ 同法は、1911年の改正により上院議員選挙も対象とし、予備選挙も含めた選挙前後の報告のほか、選挙運動費用支出額の上限も設けたが、この支出制限に関連し、1921年、連邦最高裁判所は同法の予備選挙に関する規定を違憲とした（*Newberry v. United States*, 256 U.S. 232）。

⁴ 1925年腐敗行為防止法は、公開法等の既存の政治資金関連法を修正の上まとめたものである。

⁵ 同法（制定後の改正を含む）下の政治資金制度の特色として、①候補者等の支出制限、②候補者や政治委員会（政治団体）への寄付制限、③100ドル（約1万2000円）以上の寄付の寄付者の氏名及び住所の報告、④企業及び労働組合による寄付及び政治目的の支出の禁止が挙げられ、同法は日本の政治資金規正法のもとになったとされる。大曲薫「アメリカにおける政治資金規制改革の展開」『レファレンス』494号, 1992.3, pp.58, 64.

である。これに加え、大統領選挙の公的助成に関しては、大統領選挙運動基金法 (Presidential Election Campaign Fund Act, P.L.92-178, Title VIII) 及び大統領予備選挙補助支払会計法 (Presidential Primary Matching Payment Account Act, P.L.93-443) が定めている。

2 収入及び支出の制限

アメリカでは法定選挙運動期間がなく、候補者等の政治委員会 (political committee. 日本の政治団体に相当) が日常の政治活動を含む次回の選挙運動の費用として調達し又は支出する資金が主な規制対象となっている⁶。

(1) 収入の制限

収入の制限として、寄付の金額に関する規制 (量的制限) 及びその性質に関する規制 (質的制限) がある。量的制限については、寄付を行う者と受ける者の種類に応じて、規制が設けられている (表1)⁷。質的制限としては、会社や労働組合が連邦選挙に関して寄付を行うことが禁止されている。もっとも、会社や労働組合は、その会計から分離した基金 (いわゆる PAC (Political Action Committee))⁸を設置して役員等から寄付を集め、当該基金から寄付等を行うことが認められている。その他の質的制限としては、外国人 (永住者を除く。) の寄付や他人名義の寄付が禁止されている。ただし、アメリカの制度は規制が多数設けられているものの、連邦選挙運動法が「連邦」の「選挙」に関する規制であることから、実際には法規制の対象とならない多額の資金が流通している⁹。

⁶ 議員活動に必要な経費は、別に国庫から支給されることになっており、これに献金等で得た資金を用いることは禁止されている。したがって、連邦選挙運動法の規制の対象となる政治資金には、議員の公的活動のための資金は含まれない。大曲 同上, p.58.

⁷ 連邦選挙の候補者 (政治家) は、選挙運動に関する寄付の受領や支出等を本人の名義で行うことができず、候補者が指定した政治委員会 (授権委員会 (authorized committee)) を通じて行わなければならない。候補者は、複数の授権委員会を指定することができるが、その中から1つだけ、主たる選挙運動委員会 (principal campaign committee) を指定することとされる。主たる選挙運動委員会もその他の授権委員会も、候補者の選挙運動に関して寄付を受領し支出を行うことができるが、当該候補者の全ての授権委員会は関連委員会 (affiliated committee) とされ、受領できる寄付の額は関連委員会全体で1つの制限に服する。報告書の提出も、主たる選挙運動委員会が、その他の授権委員会から報告書を受領し取りまとめた上で行う。なお、日本における政治資金パーティーのようなイベントの収入は、日本のように対価に係る収入として寄付と別枠で扱われるのではなく、参加費全額が寄付として扱われ、通常の寄付と同様の制限に服する。

⁸ PAC とは、一般に、政治資金を調達し、その資金を公職に就こうとする候補者に寄付することを目的とする団体をいうが、明確な定義規定はない。連邦選挙運動法上は、独立分離基金 (Separate Segregated Fund: SSF) が規定されており、主に企業や労働組合が母体となって設置する PAC がこれに当たる。PAC には、SSF のほかに、企業等の援助を受けずに設置・運営される独立 PAC 等もある。

⁹ 連邦選挙運動法の抜け穴とされていたものの1つに、ソフトマネーがある。ソフトマネーは、連邦選挙運動法による規制の枠外の資金をいい、連邦選挙以外の活動、例えば、有権者登録運動や投票促進運動といった一般的政治活動や州や地方の選挙運動等の資金とされてきた。1980年代以降、テレビ広告へのソフトマネーを用いた多額の支出が問題視されたため、2002年超党派選挙運動改革法 (Bipartisan Campaign Reform Act of 2002, P.L.107-155: BCRA) により、政党のソフトマネーの調達や、企業・労働組合等の資金による選挙前の一定期間の政治広告等 (選挙運動通信) に規制が加えられるなどした。しかし、その後も連邦選挙運動法の規制対象外の団体を通じた活動が活発に行われている。特に、2010年の Citizens United v. FEC 判決 (130 S. Ct. 876 (2010)) により BCRA の選挙運動通信規制が違憲とされ、その後の SpeechNow. Org. v. FEC 判決 (599 F.3d. 686 (D.C. Cir. 2010)) により、独立支出 (企業や労働組合が特定の候補者の当選又は落選を明白に主張するものの候補者等と意思を通じることなく行う支出) のみを行う PAC に対する寄付の金額の制限等が違憲とされてからは、候補者と意思を通じることなく選挙運動を行うスーパー PAC と呼ばれる政治委員会等により、テレビ広告を中心とした巨額の選挙運動費用の支出が行われている。

表1 アメリカの寄付制限（2015-16年選挙周期）

		受領者					その他の制限等
		候補者の政治委員会	PAC(注1)	州・地域政党委員会	全国政党委員会	全国政党委員会の追加の会計(注2)	
寄付者	個人	選挙ごとに2,700ドル*	年間5,000ドル	年間合計1万ドル	年間3万3400ドル*	1会計につき年間10万200ドル*	制限なし(注3)
	候補者の政治委員会	選挙ごとに2,000ドル	年間5,000ドル	制限なし	制限なし	—	制限なし
	多数候補者PAC(注4)	選挙ごとに5,000ドル	年間5,000ドル	年間合計5,000ドル	年間1万5000ドル	1会計につき年間4万5000ドル	制限なし
	非多数候補者PAC	選挙ごとに2,700ドル*	年間5,000ドル	年間合計1万ドル	年間3万3400ドル*	1会計につき年間10万200ドル*	制限なし
	州・地域政党委員会	選挙ごとに5,000ドル	年間5,000ドル	制限なし	制限なし	—	制限なし
	全国政党委員会	選挙ごとに5,000ドル(注5)	年間5,000ドル	制限なし	制限なし	—	追加の寄付枠あり*(注5)

*印を付した上限額は、2年ごと（奇数年）に物価上昇率に連動して変更されることがある。

(注1) ここでのPACは一般的なPAC(2ページ注8参照)をいう。スーパーPAC(2ページ注9参照)と呼ばれる独立支出のみを行う政治委員会は、企業や労働組合の寄付を含め、無制限に寄付を受けることができる。

(注2) 2014年12月に成立したConsolidated and Further Continuing Appropriations Act, 2015, P.L.113-235により連邦選挙運動法が改正され、全国政党委員会は、①大統領選挙候補者指名全国大会、②選挙の再集計その他の法的手続、③全国政党委員会の建物に関する支出のための3つの独立した会計を新設し、これらの目的のための寄付を受領することが認められた。これにより、全国政党委員会への多額の寄付が可能になった。当該改正の背景には、2014年4月に政党の大統領選挙候補者指名全国大会への国庫補助が廃止されたことがあるが、改正は水面下で行われ、条文の起草者やその制定に至るプロセス等は不明確であるとされる。

(注3) 個人の寄付額には、個別制限以外に総額制限が設けられていた。例えば、2013-14年選挙周期の場合、個人の寄付の上限額は、2年間で12万3200ドル(約1500万円)であった。しかし、2014年4月2日、連邦最高裁判所は、このような総額制限が憲法修正第1条に抵触し違憲であるとした(McCutcheon v. FEC, 572 U.S.)。

(注4) 多数候補者PAC(multicandidate committee)は、50人超から寄付を受け、5人以上の連邦議会議員候補者に寄付をし、かつ連邦選挙委員会に6か月以上登録した政治委員会をいう。ただし、州の政党委員会を除く。

(注5) 追加的に、全国政党委員会及びその上院選挙委員会は、各上院議員候補者に対し予備選挙及び本選挙で合計4万6800ドル(約580万円)まで寄付することができる。

(出典) Federal Election Commission, *Contribution Limits for 2015-2016 Federal Elections*. <<http://www.fec.gov/info/contriblimitschart1516.pdf>> を基に筆者作成。

(2) 支出の制限

支出制限は、ウォーターゲート事件を受けた1974年の連邦選挙運動法改正により規制が強化されたものの、1976年の違憲判決¹⁰を受けて、原則として廃止された。現在、支出制限に服するのは、次に述べる大統領選挙国庫補助の受領者に限られている。

3 公的助成

(1) 大統領選挙国庫補助

連邦議会議員選挙に関する補助はないが、1976年から、大統領選挙に関する補助が行わ

¹⁰ Buckley v. Valeo, 424 U.S. 1(1976). 寄付の制限について、言論の自由に対する間接的な制約であり、政府には言論の自由に勝る腐敗防止の利益があることから合憲であるとした一方で、公的助成を受けていない候補者の支出制限については、政治的言論に対する実質的かつ直接的な制約であるとしてより厳格な審査基準を適用し、制約を正当化するような腐敗防止の利益も認められないとして、合衆国憲法修正第1条の言論の自由に反し違憲であるとした。当該判例に関する日本語の解説として、大沢秀介「1 選挙運動の自由」憲法訴訟研究会・芦部信喜編著『アメリカ憲法判例』有斐閣, 1998, pp.2-7等参照。

れている。納税者が連邦所得税の申告用紙の該当欄にチェックを入れて指定すると、本人の所得税のうち3ドル（約370円）（夫婦共同申告の場合は、6ドル（約740円））が補助のための大統領選挙運動基金に積み立てられる（チェック・オフ制度）。補助金受領資格を満たした大統領予備選挙及び本選挙の候補者は、当該基金から補助金を受領することができる。

予備選挙の候補者には、候補者が得た寄付の金額に応じて補助金が支払われる（マッチング・ファンド）。補助金を求める候補者は、幅広い市民からの支持を示すものとして、20以上の州において寄付者1人当たり250ドル（約3万1000円）まで算入される個人献金¹¹を各州5,000ドル（約62万円）超集めなければならない。要件を満たした候補者には、選挙運動費用の支出制限¹²に服することや、自身の選挙運動に関し本人及び家族による個人的な支出を5万ドル（約620万円）までに限定すること等を条件として、支出限度額の半額までの範囲内で、当該候補者が集めた個人献金と同額が支給される¹³。

本選挙の候補者の場合は、当該候補者が本選挙のために寄付を受領しないこと、支出制限に服すること、本人及び家族による個人的な支出を上限5万ドルとすること等を条件として、支出限度額相当の補助金が支給される¹⁴。

近年は、多額の資金を調達できる有力候補者は、補助金を受領しない傾向が見られる¹⁵。また、チェック・オフ制度を選択する納税者の割合も、2010年以降、5-6%台に落ち込んでいる¹⁶。このような状況の下、大統領選挙候補者への補助に加えて従来行われていた、政党の候補者指名全国大会への補助を廃止する法律が、2014年4月に成立した（Gabriella Miller Kids First Research Act, P.L.113-94）。

（2）税制上の優遇措置

個人献金を促進するための税制上の優遇措置は、1971年歳入法により少額の税控除制度

¹¹ 予備選挙の候補者への個人献金の上限は2,700ドル（約33万円）（2015-16年選挙周期）であるが、マッチング可能な各州における5,000ドルの資金には、実際の寄付のうち1人当たり250ドルまでしか算入されない。

¹² 支出限度額は、各州及び全米で設定されている。各州の支出限度額は、各州の有権者人口×16セント（約20円）又は20万ドル（約2500万円）に生計費調整（cost-of-living adjustment, 1974年を基準年として毎年調整される）を加えた金額のいずれか大きい方である。全米の支出限度額は、1000万ドル（約12億円）に生計費調整を加えた金額である。2012年大統領予備選挙における全米の支出限度額（基本額）は、約4562万ドル（約56億円）であった。ただし、資金調達のための支出は、支出限度額の基本額の20%までは限度額から除外されるほか、15%までの法的費用や会計費用についても算入されない。

¹³ 2012年大統領予備選挙の国庫補助上限額は、支出限度基本額の半額の約2281万ドル（約28億円）であった。

¹⁴ 2000万ドル（約25億円）に生計費調整を加えた金額で、2012年は約9124万ドル（約110億円）であった。

¹⁵ 予備選挙の補助金を受領しなかった最初の主な候補者は、2000年のジョージ・ブッシュ（George W. Bush）候補とされる。その背景として、1996年大統領選挙において、共和党のボブ・ドール（Robert “Bob” Dole）候補が、予備選挙の前倒し傾向の下で早々に大金を投入してしまったため、予備選挙の勝利から候補者指名全国大会までの数か月間に支出できる資金がほとんど残っておらず、民主党現職のビル・クリントン（William “Bill” Clinton）大統領に資金面で大きく後れを取ったことが指摘されている。2004年の大統領選挙では、共和党現職のブッシュ大統領のほか、民主党の指名を得たジョン・ケリー（John Kerry）候補や多額のインターネット献金集めに成功したハワード・ディーン（Howard Dean）候補も予備選挙の補助金を受領しなかった。2008年大統領選挙では、バラク・オバマ（Barack Obama）候補が史上初めて予備選挙だけでなく本選挙の補助金も受領しない候補者となった。2012年大統領本選挙では、民主党、共和党いずれの候補者も受領しなかった。

¹⁶ チェック・オフ制度の利用率は、導入時の1976年は27.5%であり、1980年の28.7%を境に減少傾向となった。1989年には20%を、2004年には10%を割った。2014年は5.7%であった。FEC, “Presidential Election Campaign Fund Tax Check-Off Chart,” updated August 19, 2015. <http://www.fec.gov/press/bkgnd/presidential_fund.shtml#search=Presidential%20Election%20Campaign%20Fund%20Tax%20%22Check-Off%22%20Chart>

が設けられた¹⁷が、ロナルド・レーガン（Ronald Reagan）政権の「増税なき財政赤字削減」に伴い、1986年に廃止された。

4 収支報告及び政治資金監督機関によるその公表

政治委員会は、総額年200ドル（約2万5000円）を超える寄付者や支出の相手方の氏名、住所及び寄付金額等を記載した収支報告書を、政治資金の監督等を行う独立の機関である連邦選挙委員会（Federal Election Commission: FEC）に定期的に提出しなければならない¹⁸。さらに、主たる選挙運動委員会は、選挙直前の期間（投票日の20日前から48時間前まで）に1,000ドル（約12万円）以上の寄付を受けた場合には、その受領から48時間以内に報告書を提出しなければならない。

FECは、提出された収支報告書等を48時間以内（電子的に提出¹⁹されたものについては24時間以内）にウェブサイト上で公表している²⁰。

II イギリス

1 主な根拠法等

イギリスの政治資金規制の歴史は古く、1883年腐敗及び違法行為防止法（The Corrupt and Illegal Practices Prevention Act, 1883 (46 & 47 Vict.C.51)）に遡ることができる。この法律は、当時問題となっていた腐敗行為や選挙運動支出の増加を受けて、選挙運動期間における候補者個人の選挙運動費用の支出額に上限を設けたものである。これにより選挙運動費用の抑制に成功したイギリスは、世界の政治資金制度の先駆けとなり、その後も長らく候補者の選挙運動支出制限を中心とした制度を築いてきた。しかし、20世紀後半から選挙運動が全国化し、政党本部の選挙運動への関与が増大すると、候補者個人の選挙運動資金を規制する制度の限界が露呈するようになった。1970年代以降、改革が試みられたものの本格的な制度改正には至らなかったが、1990年代以降の選挙運動費用の高騰や外国からの不正献金疑惑等を背景に、首相の諮問機関である公職倫理基準委員会（Committee on Standards in Public Life: CSPL）において政治資金規制についての包括的な検討が行われ、最終的に、2000年政党、選挙及びレファレンダム法（Political Parties, Elections and Referendums Act 2000 (c.41)）として、政党の政治資金に関する規制や政治資金監督機関の設立等が定められた。なお、候補者の選挙運動資金については、1883年法の流れをくむ選挙運動費用の支出規制が1983年国民代表法（Representation of the People Act 1983 (c.2)）に定められている。

¹⁷ 当初は所得控除又は税額控除の選択制で、税額控除の場合は献金額の50%（上限12ドル50セント（約1,500円）、夫婦共同申告の場合は25ドル（約3,100円））が控除された。所得控除の場合は、献金額（上限50ドル（約6,200円）、夫婦共同申告の場合は100ドル）が控除された。1975年には、控除限度額がそれぞれ2倍に引き上げられた。1978年には、税額控除に一本化され、控除限度額がさらに2倍（50ドル、夫婦共同申告の場合は100ドル）に引き上げられた。

¹⁸ 団体の種類に応じて、毎月、毎四半期といった期間が定められている。なお、上院議員選挙候補者の主たる選挙運動委員会及び政党の上院選挙運動委員会は、上院事務局長（Secretary of the Senate）に提出する。事務局長から、報告書のコピーが2開庁日以内にFECに送付される。

¹⁹ 暦年で5万ドルを超える寄付を受け又は支出を行う政治委員会は、収支報告書等を電子的に提出しなければならない。

²⁰ FEC, “Campaign Finance Disclosure Portal.” <<http://www.fec.gov/pindex.shtml>>

2 収入及び支出の制限

(1) 収入の制限

収入の制限として、寄付²¹及び貸付の制限がある。寄付の量的制限はないが、質的制限があり、政党や候補者は、法の定める「寄付が許容される者」(permissible donor) 以外の者の寄付や寄付者を特定できない寄付を受けてはならない²²。寄付が許容される者は、①選挙人名簿に登録された個人、②登録政党、③イギリスで事業を行う会社であって、会社法により登記をし、イギリス又はその他の欧州連合加盟国内で設立された会社、④労働組合法により登録簿に記載された労働組合等であり、会社や労働組合による寄付は一般的に禁止されていない。ただし、2006年会社法(Companies Act 2006 (c.46)) や1992年労働組合及び労働関係(統合)法(Trade Union and Labour Relations (Consolidation) Act 1992 (c.52)) 上、これらの寄付には株主総会や組合員による事前承認等が必要である²³。

(2) 支出の制限

政党、公職の候補者及び第三者²⁴の選挙運動費用に支出限度額が設けられている。下院議員選挙の候補者は、選挙運動期間中の支出制限に加え、議会がその開会後55か月以上存続した場合には、選挙運動準備期間中の支出制限にも服する(表2)。²⁵

3 公的助成

大規模な政党国庫補助制度はなく、政党の政策立案活動を援助するため、年間総額200万ポンド(約3億8000万円)を上限とする政策立案補助金が、下院で2議席以上を有する主要な政党に対し、得票数等に基づいて配分されている程度である。その他、議会における会派活動の補助等のため、上下両院の野党会派に対し資金が支給されている²⁶。

²¹ 寄付には党費や会費も含まれる。政党や第三者に対する500ポンド(約9万6000円)以下の寄付や、候補者に対する50ポンド(約9,600円)以下の寄付は、規制対象の寄付ではないものとみなされる。

²² 貸付についても、同様の規制がある。

²³ 労働組合の献金は、1913年労働組合法(Trade Union Act 1913)により、経常経費からの直接の寄付が禁止されていたのに対し、企業献金は、政治資金の規制というよりも企業統治の問題と考えられ、長らく原則自由とされてきた(ただし、定款の定める目的の範囲内である必要はあった)。このような二大政党の資金源に対する規制の不均衡を背景に、労働党政権は1967年に会社法を改正し、企業の政治目的の支出の取締役報告記載義務を設けた。大曲薫「欧米の企業献金規制の動向」『レファレンス』579号, 1999.4, pp.29-31。現在は、会社は、株主総会の事前承認なしに政党等に対する年間5,000ポンド(約96万円)を超える寄付等を行ってはならず、1会計年度における合計2,000ポンド(約38万円)超の寄付等の寄付先や金額を取締役報告に記載しなければならない。また、労働組合が政治目的の寄付等を行うには、組合員の秘密投票による承認決議(10年間有効)を得て、労働組合とは別個の政治基金を設置しなければならない。組合員は、政治基金への寄付を拒否する旨を書面により通知した場合に、寄付の義務を免除される。

²⁴ 第三者(third party)とは、およそ、候補者、政党又は論点について賛成又は反対して選挙運動を行う政党又は候補者以外の個人又は組織をいう。イングランドで2万ポンド(約380万円)超、スコットランド、ウェールズ又は北アイルランドで1万ポンド(約190万円)を超える支出を行おうとする第三者は、選挙委員会に登録を行う必要が生じる。

²⁵ 全650選挙区に候補者を擁立した政党の支出限度額は1950万ポンド(約37億円)となる。2015年総選挙時における各選挙区の有権者数の平均値(7万1314人)を基に候補者の選挙運動費用限度額を試算すると、選挙運動期間の上限額は、県選挙区で約1万5000ポンド(約290万円)、都市選挙区で約1万3000ポンド(約250万円)、選挙運動準備期間の上限額は、県選挙区で約3万7000ポンド(約710万円)、都市選挙区で約3万5000ポンド(約670万円)となる。

²⁶ 下院では、直近の総選挙で2議席以上を得た野党会派又は同様に1議席かつ15万票以上を得た野党会派に対

また、寄付者に対する税制上の優遇措置も、財政上の理由などから導入されていない。

表2 下院議員総選挙における支出制限

		支出限度額		支出制限の適用期間	
政党	①又は②のいずれか大きい金額			総選挙の投票日以前の 365日間	
	① 3万ポンド×候補者を擁立した選挙区の数 ② 81万ポンド（イングランド） 12万ポンド（スコットランド） 6万ポンド（ウェールズ）				
候補者	選挙運動 期間	県選挙区	8,700ポンド+9ペンス×有権者数	議会が解散され候補者にな った日から投票日まで	
		都市選挙区	8,700ポンド+6ペンス×有権者数		
	準備期間	支出上限額	県選挙区	3万700ポンド+9ペンス×有権者数	議会が開会から解散され ずに存続した期間が55か 月間経過した直後（56か 月目）から候補者になった 日まで
			都市選挙区	3万700ポンド+6ペンス×有権者数	
		議会の解散が開会日から			
		60か月目以降に行われた場合：支出上限額の100%			
59か月目に行われた場合：90%					
58か月目に行われた場合：80%					
57か月目に行われた場合：70%					
56か月目に行われた場合：60%					

（出典）筆者作成。

4 収支報告及び政治資金監督機関によるその公表

政党は、政治活動に関し、年次会計報告書や寄付報告書、貸付報告書を作成する義務を負うほか、選挙の際には、選挙運動費用支出報告書を作成し、政治資金の監督等を行う独立の機関である選挙委員会（Electoral Commission）に提出しなければならない。

選挙委員会は、報告書の提出期限から原則として20開庁日以内にウェブサイト²⁷上で公表する。

選挙の候補者については、選挙運動費用支出報告書及び選挙準備期間の支出報告書を作成し提出する義務がある。提出先は各選挙区に置かれている選挙管理官であり、公表も、選挙管理官によって、選挙管理官の事務所又は指定した場所において行われる。

III ドイツ

1 主な根拠法等

政党を中心とした政治活動が行われているドイツにおいては、政治資金規制も1967年から政党法（Gesetz über die politischen Parteien (Parteiengesetz), i.d.F. v. 31.1.1944 (BGBl. I

し、ショート・マネー（Short Money）が支給される。2014/15年度の支給総額約725万ポンド（約14億円）のうち、約668万ポンド（約13億円）が野党第1党の労働党に支給された。上院では、野党第1党及び無所属議員会長（Convenor of the Crossbench Peers）に対するクランボーン・マネー（Cranborne Money）という補助があり、2014/15年度は、野党第1党の労働党に約57万ポンド（約1億1000万円）、無所属議員会長に約7万ポンド（約1300万円）が支給された。

²⁷ Electoral Commission, “Common searches.” <<http://search.electoralcommission.org.uk/?currentPage=0&rows=10&sort=AcceptedDate&order=desc&tab=1&et=pp&et=ppm&et=tp&et=perpar&et=rd&prePoll=false&postPoll=true>>

S.149)) による政党の財政を中心とした体系である。その後、数次の改正²⁸を経た現在も政党を中心とした制度の大枠は変わっていない。連邦議会議員個人の政治資金規制については、ドイツ連邦議会議員のための行為規範 (Verhaltensregeln für Mitglieder des Deutschen Bundestages (Anlage 1 der Geschäftsordnung des Deutschen Bundestages, BGBl I 1980, 1237)) に基づく寄付の届出がなされる程度である。

2 収入及び支出の制限

収入の制限として、寄付の量的制限はないが、質的制限として、政党が受領することができない寄付が規定されている²⁹。1回で500ユーロ（約6万8000円）を超える出所不明又は匿名の寄付は受領できない。また、ドイツ国外からの寄付は原則として受領できない。ただし、ドイツ人又は欧州連合市民からの寄付、企業でその持分の50%超をドイツ人又は欧州連合市民が有するものや本社が欧州連合加盟国にあるものからの寄付、外国人による1,000ユーロ（約14万円）以下の寄付等は例外とされている。また、公法上の団体や公益団体・慈善団体による寄付の受領はできないが、会社や労働組合からの寄付の受領は、一般的に禁止されていない。

支出の制限は、設けられていない。

3 公的助成

(1) 政党国庫補助

政党に対する大規模な国庫補助が導入されている。政党国庫補助金は、各政党の欧州議会議員選挙、連邦議会議員選挙及び州議会議員選挙における得票数に応じた補助と、各政党が集めた個人献金等の金額に応じたマッチング・ファンド方式の補助から成り、年間限度額（絶対的上限。2015年は約1億5925万ユーロ（約210億円））の範囲内で、各政党が集めた党費、寄付、事業等による収入を上限（相対的上限）として配分される³⁰。

各政党の得票数に応じた補助は、①直近の欧州議会議員又は連邦議会議員の選挙における得票率が0.5%以上の政党、②直近の各州議会議員選挙における得票率が1%以上の政党、③ある州で名簿の提出が認められなかった政党の場合は、選挙で選挙区又は投票区のいずれかの得票率が10%以上であったものに対して支給される。これらの政党に対し、400万票以下の得票については0.85ユーロ（約110円）、400万票を超える得票については0.7ユーロ（約95円）を乗じた金額の補助金が支給される³¹。

各政党が集めた個人献金等の金額に応じた補助は、①及び②の政党に対し、当該政党が個人から受領した3,300ユーロ（約45万円）以下の党費、寄付金又は議員分担金（議員が政党に対して納入する分担金）1ユーロにつき0.38ユーロ（約51円）の補助金が支給される³²。

²⁸ 大きな改正としては、政党の国庫補助への依存が進む中で、連邦憲法裁判所により下された1992年の違憲判決を受けて、政党国庫補助の金額に後述する絶対的上限と相対的上限が設けられる等した1994年の改正がある。

²⁹ 連邦議会議員に対する寄付の質的制限については、政党法の規定が準用されている。

³⁰ 各政党が集めた党費や寄付等の相対的上限額の合計が絶対的上限額を上回る場合は、原則として、絶対的上限額を各政党の相対的上限額に比例して配分する。

³¹ ③の場合は、当該選挙区又は投票区における当該政党の得票に応じて支給される。

³² この配分方法は、アメリカの大統領予備選挙候補者に対する補助（マッチング・ファンド）の影響を受けているとされる。個人の党費や寄付が多くなるほど補助の金額が多くなる仕組みで、政党を社会に根付かせ、間

(2) 税制上の優遇措置

寄付者に対する税制上の優遇措置として、政党への党費・個人献金のうち、1,650ユーロ（約22万円）までが50%の税額控除、1,650ユーロ超から3,300ユーロまでが所得控除の対象となっている。

4 収支報告及び政治資金監督機関によるその公表

政党は、毎暦年（会計年度）の活動について、収支計算書及び貸借対照表等から成る会計報告書を作成し、経済監査士（公認会計士）又は経済監査会社（監査法人）による監査を受けた上で、連邦議会議長に提出する。期限までに提出を行わなかった政党は、国庫補助金請求権を失う。また、政党が受けた寄付等で、年間1万ユーロ（約140万円）を超える寄付をした者については、その名前、住所及び金額等を会計報告書に記載し、1件につき5万ユーロ（約680万円）超の寄付については、直ちに連邦議会議長に報告する必要がある。提出された報告書は、連邦議会の刊行物として公表され、ウェブサイトにも掲載される。³³

IV フランス

1 主な根拠法等

フランスの政治資金制度が整備されたのは、欧米主要国の中では遅く、1988年である³⁴。フランスでは、1970年代以降の政治資金需要の高まりの中で政党が非合法的な資金に頼るようになり³⁵、1980年代に入ると、金銭不祥事が相次いだ。また、地方分権が進む中、建設業者等が公共事業受注の見返りに政党・政治家への政治献金をするという政治腐敗が全土に拡大した。このような状況に対する国民の批判等を背景に、1988年に、政治資金の透明性に関する法律が制定され、選挙運動費用及び寄付の制限、収支報告義務、政党国庫補助等が導入された³⁶。

現在は、政党・政治団体（以下「政党等」という。）の政治資金については1988年3月11日の政治資金の透明性に関する法律（Loi n° 88-227 du 11 mars 1988 relative à la

接的に企業・団体献金を抑制する意図があるとされている。

³³ Deutscher Bundestag, “Fundstellenverzeichnis der Rechenschaftsberichte.” <<http://www.bundestag.de/bundestag/parteienfinanzierung/rechenschaftsberichte/rechenschaftsberichte/202446>> また、5万ユーロ超の寄付をまとめたものとして、Deutscher Bundestag, “Parteispenden über 50.000 € (ab 1. Juli 2002).” <<http://www.bundestag.de/bundestag/parteienfinanzierung/fundstellen50000>> 連邦議会議員への寄付は、行為規範により、報告及び公表の対象とされている。暦年で同一の寄付者から合計5,000ユーロ（約68万円）を超える寄付を受領した議員は、連邦議会議長に寄付者の名前、住所及び寄付総額を報告しなければならない。同一の寄付者からの年間1万ユーロを超える寄付は、連邦議会の公式議員要覧において公表され、ウェブサイトにも掲載される。Deutscher Bundestag, “Biografien der Abgeordneten (18. Wahlperiode).” <<http://www.bundestag.de/bundestag/abgeordnete18/biografien>>

³⁴ フランスは、政治資金の問題には比較的無頓着であったとされる。大山礼子「政治資金浄化法」『外国の立法』No.156, 1988.7, p.175.

³⁵ フランスでは、政党の法的枠組みが整備されていなかったため、政党は非営利社団の活動を規制する1901年結社法で規制されていたが、結社法上は寄付の受領や不動産の取得が認められず、政党の合法的な資金源は100フラン以下の党費しかなかったとされる。大曲 前掲注(23), pp.38-39.

³⁶ ほかに、政治家の資産届出制度も設けられた。フランスの政治資金規制は、イギリスの選挙運動費用規制にドイツの政党資金規制を組み合わせたほか、寄付の量的制限や政治資金口座設置義務、政治資金監督機関の設置など、アメリカの制度も参考にしており、世界的に最も優れた政治資金規制制度を組み合わせたとされる。大曲 同上, p.41.

transparence financière de la vie politique) が、候補者の選挙運動費用については、主に選挙法典 (Code électoral) が定めている。

2 収入及び支出の制限

(1) 収入の制限

寄付の量的制限として、個人の寄付が、選挙の候補者に対しては選挙ごとに 4,600 ユーロ (約 62 万円) まで、政党等に対しては年間 7,500 ユーロ (約 100 万円) までに制限される。寄付の質的制限としては、政党等を除く法人による寄付が禁止されている。ただし、会社や労働組合も党費の支払が可能である。また、政党及び候補者は、外国からの寄付を受領することができない。

(2) 支出の制限

下院議員候補者の選挙運動費用支出限度額は、(3万8000ユーロ+選挙区の人口×0.15ユーロ) ×1.26である³⁷。

3 公的助成

(1) 政党国庫補助

政党等の得票数及び議席数に応じた政党国庫補助制度がある。

第1段階として、直近の国民議会 (下院) 議員選挙において、①50以上の各選挙区で候補者が有効投票数の1%以上を得た政党等、又は②海外選挙区のみで候補者を擁立し、候補者を擁立した全ての選挙区で有効投票数の1%以上を得た政党等に対し、下院議員選挙の第1回投票における得票数に比例した金額が支給される³⁸。

第2段階として、第1段階の①又は②の要件を満たす政党等に対し、下院及び元老院 (上院) の所属議員数に比例した金額が支給される。

補助金の額は、総額が毎年予算に計上され、議会の議決を経て決定される³⁹。

(2) 選挙運動費用償還

大統領選挙、欧州議会議員選挙、下院議員選挙及び州議会議員選挙等について、選挙運動費用の償還制度がある。下院議員選挙の場合には、第1回投票において有効投票数の5%以上を得た候補者に対し、当該候補者が実際に負担した金額を限度として、選挙運動費用支出限度額の47.5%が国庫から償還される。

(3) 税制上の優遇措置

寄付者に対する税額控除制度があり、寄付又は党費の支払を行った個人に対し、その課税対象所得の20%を限度として寄付額の66%に相当する所得税額が控除される。なお、控除の対象となる寄付の上限額は1世帯当たり1万5000ユーロ (約200万円) である。

³⁷ 選挙区にもよるが、5～7万ユーロ (約 680～950 万円) 程度であることが多いという。2012年12月12日、選挙運動収支報告及び政治資金全国委員会 Stéphane Gauvin 法務部長からの聞き取り調査による。

³⁸ パリテ法に規定する男女同数の候補者擁立義務を履行しない政党等の補助金は減額される。

³⁹ 2015年の予算総額は、約6310万ユーロ (約85億円) であった。

4 収支報告及び政治資金監督機関によるその公表

選挙の候補者及び政党等は、政治資金を監督する独立機関である選挙運動収支報告及び政治資金全国委員会（Commission Nationale des Comptes de Campagnes et des Financements Politiques: CNCCFP）に対し、収支報告の義務を負う。候補者は、選挙の終了後、公認会計士の監査を受けた選挙運動費用収支報告書を、全ての領収書その他収入及び支出の証拠書類とともにCNCCFPに提出しなければならない⁴⁰。CNCCFPによる詳細な監査の結果、報告書が承認された場合に、候補者は選挙運動費用の償還を受けることができる。

国庫補助を受ける政党等は、会計帳簿を備え付け、会計監査役2名の監査を経た上で、1会計年度についての収支報告書をCNCCFPに提出しなければならない。報告書の提出や記載の義務に違反した政党等は、翌年の国庫補助金を受領する権利を失う。

報告書の内容は、簡略化された形式により官報で公表され、CNCCFPのウェブサイトにも掲載される⁴¹。ただし、寄付者の氏名等の個人情報公表されない。

おわりに

アメリカでは、近年、連邦最高裁判所の違憲判決が相次いでおり、様々な法規制が事実上骨抜きになっている⁴²。イギリスでは、2000年の法制定後も、不祥事等を背景とした抜本的な制度改革の動きが度々あった⁴³が、各党の思惑が対立し、実現には至っていない⁴⁴。ドイツでは、選挙運動費用や政治家個人の政治資金が把握できないこと、政治資金監督機関が政党に所属する議員である連邦議会議長であること等が問題とされている⁴⁵。厳格な規制が設けられたフランスでは、政治資金の透明性は大幅に改善されたとされるが、スキャンダルは相変わらず起きている⁴⁶。各国が、このような課題にどのように対応していくのか注目される。

⁴⁰ 候補者は、選挙の行われる月の1日の1年前から代理人（個人の会計代理人又は資金団体）を指定し、代理人は、選挙運動専用の銀行・郵便口座を1つ開設して全ての収入・支出を管理し記録しなければならない。

⁴¹ 例えば、直近の2012年6月に行われた下院議員選挙に関する報告書を簡略化した形式により公表した官報は、CNCCFP, “Publication simplifiée des comptes de campagne – Élections législatives.” <<http://www.cnccfp.fr/index.php?art=210>> に掲載されている。また、政党等の毎年の収支報告を簡略化して公表した官報は、CNCCFP, “Publication générale des comptes des partis et groupements politiques.” <<http://www.cnccfp.fr/index.php?art=220>> に掲載されている。

⁴² 2005年にジョン・ロバーツ（John G. Roberts Jr.）氏が首席裁判官になって以降、表現の自由至上主義的傾向が顕在化しているとされ、裁判官の構成が劇的に変化しない限り、規制強化の方向性に向かうことは予想されたいとされる。川岸令和「選挙資金規制についての一考察—制度と権利の狭間で—」岡田信弘ほか編著『憲法の基底と憲法論—思想・制度・運用—高見勝利先生古稀記念』信山社, 2015, pp.439, 460-466.

⁴³ 2010年から5年間連立政権にあった保守党と自由民主党も、その連立合意文書の中で政治資金改革を掲げていた。その方針の下、2011年11月には、①寄付の量的制限の導入、②全ての個人及び組織の寄付に対する量的制限の適用、③選挙運動費用支出限度額の削減、④本格的な政党国庫補助の導入及び税制上の優遇措置の導入などの勧告を含む報告書がCSPLから公表された。

⁴⁴ 2015年7月には、CSPLの委員長から政治資金改革に関する各党協議の再開の呼び掛けが行われている。

⁴⁵ Group of States against Corruption (GRECO), Third Evaluation Round: Evaluation Report on Germany on Transparency of Party Funding, 4 December 2009. <http://www.coe.int/t/dghl/monitoring/greco/evaluations/round3/GrecoEval3%282009%293_Germany_Two_EN.pdf>

⁴⁶ 2007年の大統領選挙における違法献金疑惑（いわゆるベタンクール疑惑）など。政治腐敗の根絶には疑問が残る一方で、政党国庫補助の拡充により政党財政の国庫依存が進んだとされる。大山礼子『フランスの政治制度 改訂版』東信堂, 2013, p.170.

別表 米英独仏の政治資金制度

	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス											
主な根拠法	<ul style="list-style-type: none"> 1971年連邦選挙運動法 大統領選挙運動基金法 大統領予備選挙補助支払会計法 	<ul style="list-style-type: none"> 2000年政党、選挙及びレファレンダム法 1983年国民代表法 2006年会社法 1992年労働組合及び労働関係（統合）法 	<ul style="list-style-type: none"> 政党法 所得税法 	<ul style="list-style-type: none"> 1988年3月11日の政治資金の透明性に関する法律 選挙法典 租税一般法典 											
寄付の制限	量的制限	なし	なし	個人献金について、 <ul style="list-style-type: none"> 候補者に対して： 選挙ごとに4,600ユーロ（約62万円）以下 政党・政治団体に対して： 年間7,500ユーロ（約100万円）以下 											
	質的制限	<ul style="list-style-type: none"> ①～⑧の寄付が許容される者（permissible donor）以外からの寄付の受領禁止 ①選挙人名簿に登録された個人 ②イギリス国内で事業を行う会社であって、会社法上の登記をし、イギリス又はその他の欧州連合加盟国内で設立された会社 ③登録政党 ④1992年労働組合及び労働関係（統合）法上登録簿に記載された労働組合 ⑤1986年住宅金融組合法の定める住宅金融組合 ⑥2000年有限責任事業組合法上登録をし、イギリス国内で事業を行う有限責任事業組合 ⑦1974年共済組合法上登録をした共済組合等 ⑧①～⑦以外で、イギリスに本拠を有し主としてイギリス国内で活動している、2人以上から成る法人格のない団体 <ul style="list-style-type: none"> 出所不明の寄付の受領禁止 	<ul style="list-style-type: none"> ①～⑧の寄付金の政党による受領の禁止 ①公法上の団体、議会内の会派・団体等による寄付 ②公益団体等による寄付 ③外国からの寄付（外国人の1,000ユーロ（約14万円）以下の寄付など、例外あり） ④政党への転送を条件とする職業団体の寄付 ⑤連邦、州等の直接の資本参加率が25%超の企業による寄付 ⑥1回500ユーロ（約6万8000円）超の出所不明又は匿名の寄付 ⑦経済的・政治的利益を期待して、又はそれらの見返りとして行う寄付 ⑧寄付金の25%を超える報酬を政党が支払うことを条件に第三者から得た寄付 <p>*連邦議会議員についても、ドイツ連邦議会議員のための行為規範で同様の制限あり</p>	<ul style="list-style-type: none"> 政党・政治団体を除く法人による寄付の禁止 外国又は外国法人からの寄付の禁止 											
	その他の制限	<ul style="list-style-type: none"> 現金による寄付及びその受領は、寄付者1人につき合計100ドル（約1万2000円）を超えるものは不可 金融機関口座の設置義務（複数可） 寄付には「貸付」も含む 	<ul style="list-style-type: none"> 企業が5,000ポンド（約96万円）超の寄付をする場合は、事前に株主総会等の承認決議を受け、2,000ポンド（約38万円）超の寄付について寄付先と金額を取締役報告に記載する必要あり 労働組合は、政治基金を通して寄付を行い、政治基金の設置について10年ごとに組合員の承認が必要 	<ul style="list-style-type: none"> 政党に対する現金による寄付は、1,000ユーロまで可 	<ul style="list-style-type: none"> 銀行口座又は郵便口座の設置義務（1口座のみ可） 現金の寄付は、150ユーロ（約2万円）以下。150ユーロ超の寄付は、小切手、銀行振込み、自動振替（引き落とし）又は（クレジットカード機能の付いた）銀行カードに限定 候補者の現金の寄付収入は、選挙運動費用限度額が1万5000ユーロ（約200万円）以上の場合、選挙運動費用限度額の20%までに限定 										
支出の制限	<ul style="list-style-type: none"> 原則なし 大統領選挙運動費用国庫補助（「公的助成制度」の欄を参照）を受領しようとする者に限り、制限あり *2012年大統領選挙における支出限度額 予備選挙の候補者： 約4562万ドル（約56億円）（支出限度基本額。実際には、基本額に20%の支出免除相当分が加わり、5474万ドル（約67億円）。ただし、州ごとの制限あり） 本選挙の候補者： 約9124万ドル（約110億円） 政党の候補者指名全国大会（助成制度は2014年に廃止）： 1825万ドル（約22億円） 	<p>選挙運動費用の支出制限</p> <p>下院議員選挙の場合：</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>支出限度額</th> <th>制限の適用期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>政党</td> <td>①又は②のいずれか大きい金額 ①：3万ポンド×候補者を擁立した選挙区の数 ②：81万ポンド（イングランド）、12万ポンド（スコットランド）、6万ポンド（ウェールズ）</td> <td>総選挙の投票日以前365日間</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">候補者</td> <td>県選挙区</td> <td>8,700ポンド+9ペンス×有権者数</td> </tr> <tr> <td>都市選挙区</td> <td>8,700ポンド+6ペンス×有権者数</td> </tr> </tbody> </table> <p>*選挙期間前の準備期間についても、候補者の支出制限が設けられる場合あり</p>		支出限度額	制限の適用期間	政党	①又は②のいずれか大きい金額 ①：3万ポンド×候補者を擁立した選挙区の数 ②：81万ポンド（イングランド）、12万ポンド（スコットランド）、6万ポンド（ウェールズ）	総選挙の投票日以前365日間	候補者	県選挙区	8,700ポンド+9ペンス×有権者数	都市選挙区	8,700ポンド+6ペンス×有権者数	なし	<p>選挙運動費用の支出制限</p> <p>下院議員候補者の場合： $(3万8000ユーロ + 選挙区人口 \times 0.15ユーロ) \times 1.26$</p>
	支出限度額	制限の適用期間													
政党	①又は②のいずれか大きい金額 ①：3万ポンド×候補者を擁立した選挙区の数 ②：81万ポンド（イングランド）、12万ポンド（スコットランド）、6万ポンド（ウェールズ）	総選挙の投票日以前365日間													
候補者	県選挙区	8,700ポンド+9ペンス×有権者数													
	都市選挙区	8,700ポンド+6ペンス×有権者数													

	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス	
公的助成制度	大統領選挙において、一定の要件を満たした予備選挙候補者及び本選挙候補者に対して、申請に基づき、補助金を配分 *2012年大統領選挙における国庫補助上限額 ・予備選挙の候補者： 最大約2281万ドル（約28億円） ・本選挙の候補者： 約9124万ドル ・政党の候補者指名全国大会（助成制度は2014年に廃止）： 約1825万ドル	年間総額200万ポンド（約3億8000万円）を上限とする政策立案補助金（政党が行う政策立案に用途を限定）を、2名以上の下院議員を有する主要な政党に対し、得票数等に基づいて配分	総額約1億5925万ユーロ（約210億円）を上限とする政党国庫補助金を、各政党の得票数及び党費・個人献金等の収入実績に基づいて配分（2015年）	・政党： 得票数と所属議員数に応じて補助金を配分 *毎年予算に計上。2015年の予算総額は約6310万ユーロ（約85億円） ・下院議員候補者： 第1回投票で得票率5%以上の者に対し、選挙運動費用支出限度額の47.5%を償還	
税制上の優遇措置	なし *1971年から1986年までは、少額の税控除制度が存在	なし	政党に対する1,650ユーロ（約22万円）以下の党費・個人献金について50%の税額控除、1,650ユーロ超から3,300ユーロ（約45万円）までの党費・個人献金について所得控除	党費・個人献金について、課税対象所得の20%を限度に、66%を税額控除 *控除の対象となる寄付の上限額は、1世帯当たり1万5000ユーロ	
収支報告等	報告書の種類	政治委員会（政党の政治委員会を含む）： ①収支報告書 ②寄付報告書 *その他、独立支出の報告書等もあり	政党： ①年次会計報告書 ②寄付・貸付報告書 ③選挙運動費用支出報告書 候補者： ④選挙運動費用支出報告書 ⑤選挙準備期間の支出報告書 *その他、第三者の収支報告書等もあり	政党： 年次会計報告書 *連邦議会議員は、ドイツ連邦議会議員のための行為規範により、暦年で同一の寄付者から合計5,000ユーロ（約68万円）を超える寄付を受領した場合に、連邦議会議長に届出	政党・政治団体： ①年次会計報告書 候補者： ②選挙運動費用収支報告書
	報告書の提出先	連邦選挙委員会（FEC） *上院議員選挙候補者の主たる選挙運動委員会及び政党の上院選挙運動委員会の場合は、上院事務局長（報告書の写しが、上院事務局長から2開庁日以内にFECに送付される） *候補者の主たる選挙運動委員会以外の授権委員会は、主たる選挙運動委員会に収支報告書を提出し、主たる選挙運動委員会が、受領したその他の授権委員会の収支報告書及び全ての授権委員会の収支を統合した収支報告書を提出	①②③について 選挙委員会 *①については、総収入又は総支出が25万ポンド（約4800万円）を超える政党又は政党の会計支部、 ③については支出が25万ポンドを超える政党は、有資格監査人による報告書を添付した上で提出 ④⑤について 選挙管理官	連邦議会議長 *直近の欧州議会若しくは連邦議会議員選挙で得票率0.5%又は1つの州議会議員選挙で得票率1%以上の政党は、公認会計士又は監査法人の監査を受けた上で提出	選挙運動収支報告及び政治資金全国委員会（CNCCFP） *政党・政治団体は、会計監査役2名の監査を受けた上で、候補者は、公認会計士による監査を受けた上で提出
	報告頻度	①について 連邦議会議員選挙候補者の主たる選挙運動委員会： ・原則として四半期ごと ・選挙年について、予備選挙・本選挙前の報告及び本選挙後の報告あり 大統領選挙候補者の主たる選挙運動委員会であって、選挙年の1月1日時点で総額10万ドル（約1200万円）以上の寄付を受領し又は支出し、若しくはそれらが予想されるもの： ・原則として毎月 ・選挙年について、本選挙前後の報告あり ②について 投票日の20日前から48時間前までの間に、候補者の授権委員会が1,000ドル（約12万円）以上の寄付を受領した場合、主たる選挙運動委員会が、受領から48時間以内に報告	①について 年1回 ②について ・原則として四半期ごと（四半期報告書） ・選挙運動期間について、7日ごと（選挙期報告書） ③④⑤について 選挙ごと	年1回 *その他、政党が1回で5万ユーロ（約680万円）を超える寄付を受領した場合には直ちに連邦議会議長に報告	①について 年1回 ②について 選挙ごと

	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
主な報告内容 収支報告等	<p>①収支報告書について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・収入及び支出の概要及び項目ごとの内訳 ・年間総額 200 ドル（約 2 万 5000 円）超の寄付の内訳（寄付者の氏名、連絡先住所、職業及び雇用主の名前、寄付の金額及び当該政治委員会が寄付を受領した日） ・年間総額 200 ドル超の支出先の内訳（支出先の名前、連絡先住所、支出の目的、支出の金額及び支出を行った日） <p>②寄付報告書について</p> <p>1,000 ドル以上の寄付者の内訳（寄付者の氏名、連絡先住所、職業及び雇用主の名前、寄付の金額及び当該政治委員会が寄付を受領した日）</p>	<p>①政党の年次会計報告書について</p> <p>1 年間の活動の概要、収支報告書、貸借対照表、収支報告書及び貸借対照表の内訳</p> <p>②政党の寄付・貸付報告書について</p> <p>四半期報告書： 政党本部への 7,500 ポンド（約 140 万円）超、会計支部への 1,500 ポンド（約 29 万円）超の寄付の内訳（寄付者の名前、住所、寄付の金額及び寄付を受領した日）等</p> <p>選挙期報告書： 政党本部への 7,500 ポンド超の寄付の内訳（寄付者の名前、住所、寄付の金額及び寄付を受領した日）等</p> <p>③政党の選挙運動費用支出報告書について</p> <p>支出の概要及び内訳（項目ごと） *200 ポンド（約 3 万 8000 円）超の支出については請求書又は領収書を添付</p> <p>④候補者の選挙運動費用支出報告書及び⑤候補者の選挙準備期間の支出報告書について</p> <p>支出の概要及び内訳（項目ごと）、50 ポンド（約 9,600 円）超の寄付の内訳（寄付者の名前、住所、寄付の金額及び寄付を受領した日）等 *20 ポンド（約 3,800 円）以上の支出については請求書又は領収書を添付</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・収入計算書（項目ごと） ・支出計算書（項目ごと） ・資産及び負債の報告（貸借対照表） ・資産及び負債の内訳 ・1 万ユーロ（約 140 万円）を超える寄付の内訳（寄付者の名前、住所及び寄付金額等） ・12 月 31 日現在の党員数 	<p>①政党・政治団体の年次会計報告書について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・収支報告書 ・資産及び負債の報告（貸借対照表） ・収益及び費用の報告（損益計算書） <p>②候補者の選挙運動費用収支報告書について</p> <p>総収入、総支出、収入及び支出の項目ごとの内訳、寄付者の氏名及び寄付金額等 *寄付及び支出については領収書や証明書類も全て添付</p>
報告書の公表形態	<p>FEC 事務局及び同ウェブサイト上で公表</p> <p>*報告書受領後、48 時間以内（電子的に提出されたものについては、24 時間以内）にウェブサイトで公表</p> <p>*提出された報告書の画像ファイルが見られるほか、報告書の内容はデータベース化され、検索が可能</p>	<p>①②③について</p> <p>選挙委員会事務局及び同ウェブサイト上で公表</p> <p>*原則として、提出期限から 20 開庁日以内にウェブサイトで公表</p> <p>*提出された報告書の一部には、画像ファイルが見られるものもあり、報告書の内容はデータベース化され、検索が可能</p> <p>④⑤について</p> <p>選挙管理官の事務所又は選挙管理官が選定した場所において公表</p>	<p>連邦議会の刊行物として公表</p> <p>*連邦議会ウェブサイトにも掲載</p>	<p>簡略化された形で官報掲載</p> <p>*CNCCFP ウェブサイトにも掲載</p>

（出典）筆者作成。米英独仏の政治資金制度について、主要なものをまとめた。*印は注記である。